

令和4年第1回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

米谷 康

---



1 日時 令和4年1月17日(月) 14時00分～ 15時30分

2 開催場所 仙台市役所本庁舎2階 第四委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

加藤 房子 委員

古川 直磨 委員

米谷 康 委員

(50音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長

財政局 財政部 契約課 工事契約係長

都市整備局 技術企画担当課長

都市整備局 技術管理室 主幹

水道局 総務部 財務課長

水道局 総務部 財務課 契約係長

水道局 給水部 計画課 技術管理係長

水道局 給水部 北配水課長

水道局 給水部 北配水課 管路係長

交通局 総務部 財務課長

交通局 総務部 財務課 契約管財係長

交通局 鉄道技術部 富沢管理事務所長

ガス局 総務部 財務課長

ガス局 総務部 財務課 契約係長

ガス局 製造供給部 導管管理課長

ガス局 製造供給部 導管管理課 導管設備係長

加藤 康弘

関本 英嗣

菊池 信幸

佐々木健雄

高橋 賢

根本 大助

佐藤 宏之

馬場 淳

熊谷 善弘

中島 大樹

伊藤 豊

伊藤 悟

永田 健一

後藤 敏哉

回谷 英晃

今野 彰

5 会議の経過

【1】 開会

- (1) 委嘱状交付
- (2) 財政局長挨拶

【2】 委員長の選出ほか

- (1) 委員長の選出

委員互選により、次の通り委員長を決定した。

委員長： 有川 智 委員

- (2) 委員長職務代理者の決定

有川委員長の指名により、次の通り委員長職務代理者を決定した。

委員長職務代理者： 蘆立 順美 委員

【3】 議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 米谷 康 委員

- (1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(会議資料 P. 1)、「入札方式別発注工事一覧表」(会議資料 P. 2～29)、「指名停止の運用状況一覧表」(会議資料 P. 30)に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

| 論点等           | 発言者 | 発言内容  |
|---------------|-----|---|
| 指名停止期間について    | 委員  | 指名停止案件について、該当事項が「工事関係者事故」ということだが、要綱上の期間は1月以上2月以下となっている。今回期間を1月とした理由は何か。   |
|               | 事務局 | 指名停止期間は、過去の事例等との比較をした上で判断している。今回の場合、これまでの同様の事例が概ね1月だったことを踏まえ、1月と判断した。   |
| 指名停止措置手続きについて | 委員  | 指名停止案件について、平成30年度の事故の刑が確定したのが今年度ということから、指名停止としたと思われるが、手続きは最短で行っているのか。   |
|               | 事務局 | 簡易裁判所から 10 月 21 日に略式命令がなされたということについて、仙台市として当該事業者から 11 月 4 日に報告を受け、その後内部手続きを進め、11 月 15 日に指名停止措置をしており、速やかに手続きを行ったものであると考えている。 |

|               |     |   |
|---------------|-----|---|
| 指名停止事由の概要について | 委員  | 指名停止について、今回の事故は二次下請業者が発生させているが、指名停止は元請業者に措置されている。これは元請業者として何かしなければならなかったということか。                       |
|               | 事務局 | 工事関係者事故における指名停止措置の対象は、労働安全衛生法の違反をした会社を判断基準としている。元請業者であっても、事故責任が無く、労働安全衛生法違反に問われなければ、指名停止措置はとらないこととなる。 |
|               | 委員  | 指名停止期間が明けたのち入札に参加する際、当該下請業者に下請けをお願いしても問題は無いのか。  |
|               | 事務局 | 指名停止期間以後は、効力を負うことは無いため、民間事業者の判断において同じ体制で施工することに問題は無い。   |

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる 295 件の工事のうち、蘆立委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」10 件を報告。(詳細は資料 P. 31 参照)
- 2) 委員会において、1) の 10 件のうち本日審議する事案として以下の 6 事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

- ① (市) 高畑定義線 (高畑工区) 橋梁下部工工事 (その 3) (古川委員抽出)
- ③ 五橋駅自転車等駐車場新築工事 (蘆立委員抽出)
- ④ 南蒲生浄化センター電話交換設備更新工事 (加藤委員抽出)
- ⑤ 令和 3 年度南蒲生浄化センター遠心脱水設備整備工事 (蘆立委員抽出)
- ⑧ 令和 3 年度 地下鉄南北線・東西線軌道修繕工事 (後期) (米谷委員抽出)

◆随意契約

- ⑩ ガス供給監視システム子局更新工事 (令和 3 年度) (蘆立委員抽出)

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①(市) 高畑定義線(高畑工区) 橋梁下部工工事(その3)」について

| 論点等             | 発言者 | 発言内容   |
|-----------------|-----|--|
| 入札参加資格対象事業者について | 委員  | 本案件の入札参加資格対象者は何社か。   |
|                 | 事務局 | 参加資格として設定した、市内に本店のある、土木工事に登録している格付評点950点以上の事業者は、44社である。  |
| 工事概要について        | 委員  | 本案件はその3工事となっているが、その1、その2工事についても同じ事業者が落札しているのか。   |
|                 | 事務局 | その1工事は平成30年度に発注しており、同事業者が落札している。また、その2工事は、平成30年度に発注しており、こちらは異なる事業者が落札している。   |
|                 | 委員  | その1工事からその3工事の工事内容はどのようなものか。  |
|                 | 事務局 | 今回、橋梁を1号橋、2号橋の2基を新設することとしており、1号橋の下部工をその1及びその3工事、2号橋の下部工をその2工事で行っている。   |
|                 | 委員  | 本工事は関連工事を含めて、何年度に完成予定の計画なのか。   |
|                 | 事務局 | 高畑工区の完了は、令和7年度予定である。   |
| 入札参加者数について      | 委員  | 工事の性質上、初期段階から関わっていた事業者が有利になる傾向があるのか。また、初期段階から関わっていない事業者は参加しにくいものなのか。   |
|                 | 事務局 | 一般的な橋梁下部工のコンクリート打設工事であり、技術的な基準等の条件を制限していないため、格付点950点以上、市内本店の事業者であればどこでも対応できる工事である。<br>また評価点を見ると、他の事業者が入札に参加していた場合においても、本事業者が落札する可能性が高い点数となっている。<br>入札参加者が少なかった要因としては、施工場所が山間部であり、作業員の手配や、資材の搬出入等で手間がかかるため、既存の工事を経験した事業者が入札に参加してきているという状況である。 |
|                 | 委員  | その1、その2工事の入札参加者数は何社か。  |
|                 | 事務局 | その1、その2工事ともに1社入札である。   |

「③五橋駅自転車等駐車場新築工事」について

| 論点等             | 発言者 | 発言内容  |
|-----------------|-----|---|
| 入札参加資格対象事業者について | 委員  | 本案件の入札参加資格対象者は何社か。  |
|                 | 事務局 | 参加資格として設定した、市内に本店のある、鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事に登録している格付評点650点以上950点未満の事業者は、105社である。   |
| 入札参加者数について      | 委員  | 入札参加者数が1社であり、予定価格と同額で入札されているが、何か理由はあるのか。  |
|                 | 事務局 | 本工事は、旧市立病院の跡地に新設するものであり、延べ面積113㎡の中に7つの建造物を新設するため、施工場所が狭隘であることや、小さい構造物を多数築造する必要があること等から、入札参加者数が少なかったと考えられる。<br>予定価格と同額の入札については、同種工事の1,000万から5,000万円の制限付き一般競争入札に関してはよく見られる。 |
| 失格基準価格の内訳について   | 委員  | 入札価格における、失格基準価格の各価格の内訳は把握しているのか。  |
|                 | 事務局 | 入札に参加する際に、積算内訳書の提出を必須としているため、資料としては確認することができる。総額判断基準価格を下回っている場合に、失格基準価格が下回っているか、それぞれ確認することとなる。ただし、今回の入札のように、総額判断基準価格を上回っている場合には、各失格基準価格を下回っていたとしても失格にはならない。               |

「④南蒲生浄化センター電話交換設備更新工事」について

| 論点等      | 発言者 | 発言内容   |
|----------|-----|--|
| 工事概要について | 委員  | 工事概要を教えてほしい。   |
|          | 事務局 | 無線設備から発生する不必要な電波が他の無線機に影響が出ないように許容値がスプリアス規格として定められている。今回、総務省で所管している「無線設備規則」の改正に伴い、本年11月30日までに新規格にする必要があるため、新規格の許容内になるよう設備を更新する工事となる。 |
|          | 委員  | 電話交換機の更新もスプリアス規格の改正によるものなのか。   |
|          | 事務局 | 電話交換機の更新については、メーカーの交換推奨時期が10年となっており、平成21年より使用している当該設備を更新するものである。   |

|                |     |   |
|----------------|-----|---|
| 無効取消及び失格理由について | 委員  | 今回の入札における、無効及び失格の理由は何か。   |
|                | 事務局 | 無効となった事業者については、入札参加の際に提出が必須である、積算内訳書の提出が無かったことから、無効としている。<br>失格となった事業者については、入札金額が総額判断基準価格を下回っていたため、積算内訳書に基づき、内訳を確認したところ、直接工事費が失格基準価格を下回っていたことから失格としている。 |
| 金額の妥当性について     | 委員  | 更新した設備について、設置した際の金額は把握しているか。  |
|                | 事務局 | 把握していない。  |
|                | 委員  | 今回の更新工事の金額は妥当なものなのか。  |
|                | 事務局 | 本工事の積算にあたっては、事業者側より参考見積を徴収した上で、単価等を見直して予定価格を算出しており、妥当な価格であると認識している。   |
|                | 委員  | 本工事の入札価格は、事業者によって大きく開きがあるように見受けられるが、失格基準価格の基準はどのように判断しているのか。  |
|                | 事務局 | 総額判断基準価格及び失格基準価格は、案件ごとに恣意的に算出することはできないため、制度上定められている算出方法に則り、算出している。予定価格についても、参考見積を徴収した上で積算をした妥当性の高いものであるため、予定価格に基づいて算出した失格基準価格を下回った場合は、失格とせざるを得ないと考えている。 |
| 入札事業者の優位性について  | 委員  | 設置した際の受注事業者は把握しているか。  |
|                | 事務局 | 把握していない。  |
|                | 委員  | 本工事は、設置事業者の方が低い金額での更新が可能といった性質のものなのか。   |
|                | 事務局 | 本工事は交換を伴う更新であることから、過去の実績事業者が有利といった性質のものではないと考えられる。  |

「⑤令和3年度南蒲生浄化センター遠心脱水設備整備工事」について

| 論点等             | 発言者 | 発言内容  |
|-----------------|-----|---|
| 入札参加資格対象事業者について | 委員  | 本案件の入札参加資格対象者は何社か。  |
|                 | 事務局 | 参加資格として設定した、市内に営業所のある、水処理施設工事またはその他機械器具設置工事に登録している格付評点800点以上の事業者は、245社ほどある。 |
| 参考見積の徴収について     | 委員  | 本工事の予定価格を積算するにあたり、事前に参考見積等を徴収しているのか。  |
|                 | 事務局 | 参考見積を徴収の上、予定価格を設定している。  |

|           |     |   |
|-----------|-----|---|
|           | 委員  | 見積を徴収する際には、どのような事業者へ依頼をするのか。  |
|           | 事務局 | 参考見積の徴収は、受注する見込みのある事業者へ依頼している。  |
|           | 委員  | 何社から参考見積を徴収するのか。  |
|           | 事務局 | 参考見積の対象となる工事の想定金額により、3社から8社ほどへ依頼することとなる。本工事の場合、対象となる箇所の金額が分からないが、概ね6社から8社へ依頼していると思われる。  |
| 入札参加者について | 委員  | 本工事はメンテナンス工事となっているが、定期的に発注するものなのか。  |
|           | 事務局 | 年1回メンテナンスを行っており、遠心脱水機は5台あり、1台ずつ毎年、分解、整備している。そのため、発注については、毎年行っているものである。  |
|           | 委員  | 毎年発注しているメンテナンス工事の場合、受注者は同じ事業者になる傾向にあると思われるが。  |
|           | 事務局 | 他事業者であっても施工は可能であるという前提のもと、一般競争入札で発注しているが、既存設備を把握している事業者以外には参加が難しい工事であると感じている。   |
|           | 委員  | 予定価格の調整等で参加者数の調整等を行うことはできないのか。  |
|           | 事務局 | 本工事のようなプラント型等の工事においては、予定価格を高く設定した場合にも、設置事業者以外の事業者がメンテナンス工事等への参加が難しくなっている傾向がある。<br>参考見積の徴収結果では、当該受注者以外の事業者からも提出されており、受注事業者以外でも、技術的には入札に参加することが可能であると考えている。 |
| 入札方式について  | 委員  | 本工事は、今年度が初めての発注となるのか。   |
|           | 事務局 | 本設備自体は平成11年から19年の間に順次設置されたものであり、本工事が1回目ではない。  |
|           | 委員  | 前回以前の受注者は同じ事業者が受注しているのか。  |
|           | 事務局 | 前回、前々回は同事業者が受注しており、それ以前については、把握していない。   |
|           | 委員  | 本工事が、随意契約ではなく、制限付き一般競争入札である理由は何か。   |
|           | 事務局 | 参考見積徴収の際に、他事業者からも提出があったことから、入札参加可能事業者が複数社いると考えられること。また、一般競争入札に付することで、落札率を抑えることのできる面もあることから、制限付き一般競争入札で行うことが妥当であると考えている。                                   |



「⑧令和3年度 地下鉄南北線・東西線軌道修繕工事（後期）」について

| 論点等             | 発言者 | 発言内容  |
|-----------------|-----|---|
| 入札参加資格対象事業者について | 委員  | 本案件の入札参加資格対象者は何社か。  |
|                 | 事務局 | 参加資格として設定した、市内に営業所のある、土木工事に登録している格付評点650点以上の事業者のうち、施工実績のある参加可能事業者は5社ほどと認識している。                        |
| 入札参加事業者数について    | 委員  | 本案件が1社応札であった要因は何か。  |
|                 | 事務局 | 本案件は、軌道修繕工事という特殊な工事であり、当該受注事業者が仙台圏において多数の実績を持っていることから、他事業者の参加が無かったのではないかと考えている。                       |
|                 | 委員  | 本案件と同種工事を発注した実績はあるのか。   |
|                 | 事務局 | 軌道修繕工事は年2回、毎年発注している。以前は、複数回に分けて発注を行っており、多数の工事实績がある。   |
|                 | 委員  | これまで、本案件の受注事業者以外で受注した事業者はいるのか。  |
|                 | 事務局 | 本案件と異なる、中身を分割した案件では、平成26年度に異なる事業者が受注しており、異なる事業者が入札に参加した実績もある。近年の修繕については、本案件の受注事業者が全て受注している。           |
| 予定価格の積算について     | 委員  | 参考見積は何社から徴収しているのか。  |
|                 | 事務局 | 材料費等の部分的な見積もりについては、3社から徴収している。労務費等については、過去の実績から積算基準を設定しており、自主積算にて算定している。                              |
| 予定価格の積算について     | 委員  | 本工事の落札率は高いが、前期分工事の落札率も高かったのか。   |
|                 | 事務局 | 前期工事の落札率も高くなっている。受注事業者は、開示請求等も行いながら知見を深めており、予定価格も公表している中で、知見に基づいて積算しているため、予定価格に近い価格での入札になっていると認識している。 |

「⑩ガス供給監視システム子局更新工事（令和3年度）」について

| 論点等      | 発言者 | 発言内容  |
|----------|-----|---|
| 事業計画について | 委員  | 本システムの導入時点より、運用期間にわたっての各年でのメンテナンス費用を予定していると思われるが、本工事の予定価格は妥当な金額になっているか。                     |
|          | 事務局 | 本システムは平成18年より導入しており、当初はメンテナンス契約を取り交わして運用を図っていたが、現在は機能に支障がでないよう、コストダウンを図りながら、適宜メンテナンスを行っている。 |

|           |     |  |
|-----------|-----|--|
|           | 委員  | 当初のメンテナンス契約は、何年度まで契約していたのか。  |
|           | 事務局 | 把握していない。   |
|           | 委員  | 当初のメンテナンス契約以降は、毎年度メンテナンスの発注をしているのか。  |
|           | 事務局 | 不具合があった場合等に発注を行っている。本工事は、子局が導入から期間が経ったことに伴い、盤の更新をするものである。                            |
|           | 委員  | 本工事は、当初から予定されていた計画的な工事なのか。   |
|           | 事務局 | 計画的な工事となっている。  |
| 見積合わせについて | 委員  | 予定価格の積算方法はどのように積算しているのか。   |
|           | 事務局 | 事業課において積算しており、物品については、本受注事業者より参考見積を徴収している。総合運転の試験等の諸費用については、仙台市の積算基準に基づき、積算して算出している。 |
|           | 委員  | 抽出事案説明書中、見積金額とは何を指しているのか。  |
|           | 事務局 | 契約担当課より、事業者宛に見積通知という形で依頼をし、事業者側から受注可能な金額を見積書として提出してもらった金額が見積金額となっている。                |

以上のほか「全体を通しての質疑」について

| 論点等              | 発言者 | 発言内容  |
|------------------|-----|---|
| 入札参加資格対象事業者数について | 委員  | 入札参加資格対象事業者数が資料に記載されていないが、スムーズな審議を行うために、資料に追加することはできないのか。 |
|                  | 事務局 | 記載の方法等を含めて検討する。   |

## 6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び案内した。

- ①次回の抽出委員は古川委員に依頼する。
- ②次回の委員会の日程は、令和4年4月下旬の予定である。

## 7 閉会